

大阪地方裁判所委員会（第36回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

11月4日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成27年11月4日（水）午後3時から午後5時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員） 犬伏一人，上村昌也，岡村康行，黒田美佳，杉本壽，所千夏，中窪和弘，長田真里，森長敬，山野則子，松本岳，永幡無二雄，小佐田潔，宮崎英一（敬称略）

（説明者） 橋本一，矢野直邦

（事務担当者） 古財英明，藤田敏之，山田和弘，高木忠弘

（庶務） 梶嘉恵，菅秋沙

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料，裁判員制度ナビゲーションほか

5 議題

裁判員制度について

6 議事

（委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員異動報告及び自己紹介(全委員)

(3) 委員長代理の指名

小佐田委員長は、森長敬委員（学識経験者委員）を委員長代理に指名した。

(4) 委員会の運営に関する事項の確認

議事の手続、その他委員会の運営に関し必要な事項について、別紙「確認事項」を配布し、委員の了承を得た。

(5) 裁判員制度の概要及び運用状況説明

(6) 質疑応答及び意見交換



◇：裁判員候補者名簿掲載から裁判員選任までの流れの中で、実際、選挙権がある者のうちどの程度の人数がその当事者となるのか、その割合などを教えてほしい。

▲：裁判員候補者名簿は、過去3年分ほどの裁判員又は裁判員候補者の実数を裁判所ごとに検討し、それを基準として作成されている。仮に、年間で約1万人に呼出しをしているのであれば、その翌年も同数程度を呼び出す必要があるから約1万人分の名簿を作ろうということになる。人口が少なく裁判員裁判をあまり行っていないところだと、例えば3,000人などと数が少なくなる。

◇：予想される裁判員候補者数が基になり、それが地区ごとによって異なるという

理解でいいか。

▲：そのとおりである。

◇：裁判員を実際にやってみてどうだったかという裁判員経験者のアンケート結果について、経験者のうちほとんどの方がやってみて良かったという感想を持っておられるようだが、具体的にはどのような感想があったのか。

▲：判決を言い渡した後に裁判員に対して感想を伺っているが、そこでは、裁判員の仕事を試みて刑事裁判がどのように行われているのか、判決がどのようにして決まっているのかなどが分かった、一つの事件の内容を詳しく知ることができるし深く考えることができるなどの理由から、非常に良い経験だったと述べられる方が比較的多い印象である。

○：最高裁判所のホームページにも裁判員経験者の感想が一部掲載されている。今年10月に出ているアンケート結果を紹介すると、「今まで年が離れている人に自分の考えを話す機会はなかったのが、今回評議したことで自分の自信につながった」、「ドラマなどでしか裁判を知らなかったのがどういふものか知ることができて勉強になった」、「裁判官の方々が話しやすい雰囲気を作ってくれたので話しやすかった」、「日本の法律や裁判について深く考えるきっかけとなった」、「事件を通して自分の人生を見直す契機となり周囲への感謝の気持ちも再認識できた」、「もっと秘密を守らなければならないイメージを持っていたが、評議以外はそれほど厳しくないという感じを受け職場への連絡もしやすかった」、「刑を決める責任への意識が変わった」、「被告人に直接質問できるとは知らなかったのが良い経験となった」、「量刑を決めるなど人の人生のことを考えるのは正直重責と感じる、それでも裁判員裁判を経験する前と後では知らなかった世界を垣間見て自分にとってすごく勉強になった、周りの人が選任されたら絶対にやってみろと言う」、「普段は考えないいろいろなことに目が向いた、これからの人生にプラスになる」などの感想がある。おそらく、他人の人生を考えるという機

会はなかなかないので、一生懸命考えて一つの結論を出すことに充実感があるの
だろう。自分の経験や自己を省みた結果非常に良い経験になると答えられる方が
多くいるので、こういうアンケート結果になっているのだと思う。

◇：選挙人名簿から裁判員候補者名簿が作られるとのことだが、将来的に18歳以
上に選挙権が与えられると、裁判員も18歳以上から選ばれることになるのか。
それとも現状の制度の年齢が維持されるのか。

▲：選挙権の年齢を改正する法律の附則に、裁判員制度では年齢は当面現状のまま
とする旨規定されているので、当面は現状が維持される。

◇：裁判員経験者のアンケートによると、経験者のうち57パーセントが非常に良
い経験となったと回答しているが、このアンケートは自由記述形式なのか。また、
裁判員経験者がその経験を広めにくいのは守秘義務があるからではないかと思
う。見たり聞いたりしたことを話してはいけないということがあるので、裁判員
経験者はためらっているのではないか。裁判員の守秘義務について教えてほし
い。

▲：アンケートは選択形式である。

○：アンケートについて補足すると、裁判員経験前はどうかにかについて選択形
式、その理由について自由記述形式、裁判員経験後はどうかにかについて選択
形式、その理由について自由記述形式となっている。

▲：守秘義務に関しては、裁判員と補充裁判員の方にはその義務の範囲を含めて常
に説明している。例えば、最終的な結論を決めるための評議に関する内容は守秘
義務が及ぶので守ってくださいと説明しているし、法廷で行われたことや裁判員
経験後の感想については守秘義務が及んでいないので、むしろ周りの方と共有し
て裁判員制度がどのようなものなのか話してもらって結構だと伝えている。

◇：裁判員制度でえん罪が起こったら裁判員に大変な負担となる。この点について
どういう対処を考えているのか。また、国民が関心を持つのは必ずしも刑事事件

に限らないと思うが、なぜ刑事事件だけが裁判員制度の対象となっているのか。裁判員制度に参加する場合の心配や支障に関するアンケートについて、これらは同一の項目で扱われているが、心配と支障は異なる性質のものであろう。同じ現象であっても、ある人にとっては支障となり、ある人にとっては心配となり得る。アンケートは取り方によって受け止め方も変わるので、もう少し工夫が必要だと感じた。

▲：裁判官として、民事事件でも刑事事件でも、絶対に誤った判断をしてはいけないと思っている。裁判員には、疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の原則を裁判手続の最初から最後まで何度も説明していて、そういう意味では裁判員にも裁判官と同程度その原則にのっとなって参加していただいていると思っている。えん罪をなくさないといけないという意識を持って参加していただければ、この証拠でこの事件の真実を知っているのは本人を除いて我々だけだということに変わりはない。なぜ刑事事件だけが裁判員制度の対象となっているかについては、裁判員制度が導入されるに当たってはいきさつがあり、司法制度改革がこれにつながっている。刑事裁判が特に長期化しているという批判があり、まずは刑事事件から始めることとなった。その際、外国では民事事件についても実施しているとかもっと異なる種類の事件も対象となっているとか、そういった事情も前提として考えられ、まずは国民の関心が高い刑事裁判から、裁判員制度を始めたと理解している。

○：実際にえん罪が起こったことを想定すると、裁判員には死刑事件と同じような心理的負担があるのではないかと思う。例えば、死刑事件では、一定の時期をみて裁判長が何らかの方法で裁判員にその後の状況をお尋ねしたり、判決は全員で出した意見であって個々の責任ではないから自分の責任と思わないでほしいとお伝えしたりしてケアを行っている。仮にえん罪が起こってしまった場合には、これと同じような形のケアを行うことになるのではないか。個々の裁判長がどう

考えて裁判員に対してケアを行うのかにもよると思うが、裁判を行った裁判体が一番適切な形と考えるケアを行うことになろう。裁判員制度がなぜ重い刑事事件を対象としているのかというと、国民の司法参加を考えると刑事事件が国民に一番入りやすいところであることと、お忙しい中裁判所に足を運んでもらうに当たって、例えば窃盗事件等も対象にすると約10万件もあり、その10万件全部を裁判員裁判対象とするのかという問題が出てくるからである。現在、裁判員裁判対象事件は全事件のうちの約3パーセントであり、また、重大な事件であれば国民の関心も高く、そこで改革が行われれば刑事事件全体に波及するだろうということもある。アンケートに関する御指摘についてはおっしゃるとおりであり、そのような御意見があったと承りたい。

◇：出席率の低下は無断欠席の状況を表していると思われる。無断欠席を減らす取組が必要だと思われるが、その原因を掘り下げる取組はあるのか。辞退の申立てについては柔軟に認めているとのことだが、申立てが増えている傾向であれば具体的な数字を教えてほしい。また、出席義務は裁判員に選任されてから発生するものだと理解しているが、出席率の低下を防ぐという観点から、その義務の発生時点を拡大できるような取組はされているのか。

▲：現時点においては、出席率の問題に特化した具体的方策まではないが、今後裁判所の中で考えていくことになろう。出席義務については、裁判員候補者に選ばれ、裁判所からの書面が届いた時点で発生する。辞退の申立ての統計は持ち合わせていないが、辞退を認めている割合が増えているので、おそらく数値も増加していると思う。

◇：出席率を算定するに当たっての母数が知りたい。また、裁判員候補者に出席義務があるのであれば、当然、無断欠席に対するペナルティーはあるのか。

▲：出席率の母数は出席予定者であり、事前に辞退の申立てがあり、裁判所から来なくていい旨連絡をした方は除外している。無断欠席に対するペナルティーは法

律上存在する。具体的には、裁判員候補者となった方が正当な理由なく出頭されない場合には10万円以下の過料に処することができるかと定められており、書面にもその旨が記載されている。ただし、過料に処せられたという事例は把握していない。

◇：裁判員制度は裁判所の常識と国民の常識のギャップを反映させることが一つの目的であると理解している。今回、この制度による裁判所から国民に対するベクトル効果は多数紹介いただいたが、逆に、国民から裁判所に対するベクトル効果はあるのか。裁判員裁判による判決は高裁で破棄されるという話を聞いたことがあるので、実際はどうか伺いたい。

▲：量刑については、裁判員裁判によって、例えば性犯罪や虐待による傷害事件などは厳罰化が見られると言われていて、最高裁判所の報告書にも、職業裁判官のみによる判決よりも裁判員裁判による判決の方が量刑が重くなっているものもあるというデータが出ているが、有罪率については、それほど変わっていないと言われていて。ところで、高等裁判所が必ず裁判員裁判による判決を破棄して昔の職業裁判官のみの時代の量刑に戻しているかというところではなく、むしろ、裁判員制度が導入されてから高等裁判所での破棄率は明らかに下がっている。なるべく証人の話を聞いて裁判を行っていることが重視されており、裁判員裁判だからというわけではないかもしれないが、高等裁判所で判決が破棄されて、裁判員裁判により重くなった量刑が軽い量刑に戻されるという話は、現状とは異なっているように思う。もちろん、判決が破棄されることが全くないわけではない。三審制である以上ある程度は仕方がないと思うが、判決の維持率は高くなっていて、国民の事実認定や量刑に関する視線が裁判に盛り込まれた結果、現実の刑事裁判は変化していると考えている。

◇：裁判員候補者選任に当たり、性別や年齢は考慮されていないのか。辞退率の上昇の要因としてどのようなことが考えられるのか。また、裁判員裁判に参加する

場合の心配や支障についてのアンケートは選択方式なのか。書式がどのようなものになっているのか教えてほしい。

▲：裁判員候補者の選任に当たって、性別や年齢は完全なランダムである。裁判員候補者名簿に記載された段階で、70歳以上の高齢者が辞退の申立てをされた場合は除外されるので、年齢構成として70歳以上の方が選任されることは極めて少ない。男女の比率に関わる話としては、アメリカだと女性が被害者の事件であれば女性陪審員は厳しいだろうといった政策的な観点で弁護士が除外を求める申立てを行うケースがあると聞いている。日本にも類似の制度はあるが、全体では、そこまで大きな性別の差は生じていない。個々の事件では、ランダムに選ばれている結果、裁判員全員が男性だったり、逆に全員が女性だったりしたこともあった。

▲：辞退率の上昇の要因としては、裁判に参加していただく日数が増加傾向にあること、裁判員制度に対する関心の度合いが低下しているのではないかとということのほか、雇用を巡る社会情勢の変化が影響しているのではないかとということや、辞退の申立てに対する認容率が高いということが社会の中で広まってきたのではないかとということなどが考えられる。アンケートの書式は、複数回答可能な選択形式である。その他の項目として、裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せる自信がないといった守秘義務についての不安や、裁判員裁判に参加することで養育介護に支障が生じるという養育介護を理由とした選択肢がある。また、特になし、その他、分からない、という選択肢も含まれている。

◇：守秘義務の不安を選択された数値は低かったのか。

▲：数値としては33パーセント程度となっている。

◇：このアンケートによると、参加する場合の支障や不安として仕事に支障が生じるというものがあるが、無断欠席した人の理由としては、仕事に支障が出るとか周りの理解が得られないとか、そういうものが原因となっている部分が多そうだ

と感じている。実際も、経営者の理解が得られないと裁判員裁判への参加は難しいのではないかと思います。その辺りの裁判所からの働きかけはどうか。

▲：仕事との関係は辞退理由として多く挙げられているもので、裁判所としても対策が重要だと考えている。具体的な取組としては、裁判官や裁判所書記官が企業に出向いて出張説明会を行い、制度の目的やどのような場合に辞退ができるのかなど企業に必要な情報を提供している。このような説明会は裁判員制度が始まる前から実施されている。

◇：もし我が社の社員が裁判員候補者に選ばれたら、辞退せず必ず行くように伝えられると思う。というのも、裁判員裁判は良い社会体験になるし、仕事以外で得られる社会性の獲得に役立つと思える制度だからである。裁判員制度のPRの仕方によってはこの問題は解決できそうだと感じている。

7 次回のテーマ

裁判員制度について

8 次回期日

平成28年3月1日（火）